

保 発 1021 第 1 号
令和 4 年 10 月 21 日

都 道 府 県 知 事
地 方 厚 生 (支) 局 長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」の一部改正について

療養費の支給対象とすることが適当と認められる既製品の治療用装具については、「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」(平成 28 年 9 月 23 日保発 0923 第 3 号)においてお示ししているところであるが、今般、当該通知の一部を下記のとおり改正し、令和 4 年 11 月 1 日から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」(平成 28 年 9 月 23 日保発 0923 第 3 号)の一部を次の表のように改正する。

○「療養費の支給対象となる既製品の治療用装具について」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>(略)</p> <p>記</p> <p>1 <u>リスト記載された製品は、次の要件を全て満たす、療養費の支給対象とすることが適当と認められる既製品であること。</u></p> <p>(1) <u>完成品であること。</u></p> <p>(2) <u>疾病又は負傷の治療遂行上必要なものであること。</u></p> <p>(3) <u>オーダーメイドで製作した場合のものと同等もしくはそれに準ずる機能が得られるものと認められるものであること。</u></p> <p>2 リスト記載された製品であっても、療養費としての最終的な支給の可否は、個々の患者の状況に応じて、正当な利用目的、必要性の有無及び代替品の可否等に鑑みて、保険者において判断する。</p> <p>3 <u>リスト記載されていない製品は、個別の製品及び事例に応じて、保険者において、療養費としての支給の可否を判断する。</u></p> <p>4 <u>既製品の治療用装具について、療養費として支給する額は、次の方法により算出された額を基準価格（上限）とし、当該基準価格（上限）の100分の106に相当する額（円未満切り捨て）を基準として算定する。</u> <u>（既製品の治療用装具に係る基準価格の算出方法）</u> <u>基準価格は、「A算定式：オーダーメイドで製作された場合における採寸・採型の基本価格（※1）の0.52倍の額（技術料）と仕入価格（※2）の1.3</u></p>	<p>(略)</p> <p>記</p> <p>(新設)</p> <p>1 リスト記載された製品であっても、療養費としての最終的な支給の可否は、個々の患者の状況に応じて、正当な利用目的、必要性の有無及び代替品の可否等に鑑みて、保険者において判断する。</p> <p>2 <u>リスト記載されていない製品であっても、個別の製品及び事例に応じて、保険者において、療養費としての支給の可否を判断する。</u></p> <p>3 <u>リスト記載された製品について、療養費として支給する額については、別紙の基準価格（上限）の100分の106に相当する額を基準として算定する。</u></p>

倍の額（製品価格）を合算した額」と「B算定式：仕入価格（※2）の2倍の額」を比較し、低い額（ただし、下限額を5,000円とする。（※3））とする。

また、基準価格に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

※1 「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の別表1の購入基準中の「ウ 基本価格」

※2 厚生労働省が装具業者を対象として行う仕入価格の調査により算出した仕入価格を用いることとしている。

リスト収載されていない製品の場合は、当該製品の仕入価格（税抜）を用いること。

※3 リスト収載されていない製品で、仕入価格（税抜）が1,500円未満の場合は、「（ただし、下限額を5,000円とする。）」は適用しないこと。